

国立大学法人長崎大学入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和5年11月29日(水) 事務局3階 第2会議室	
委員	委員長 赤羽 耕介 (公認会計士) 委員 原田 哲夫(名誉教授) 委員 大場 慎治 (国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所長)	
審議対象期間	令和4年7月1日 ~ 令和5年6月30日	
抽出案件(合計)	5 件	(備考)
工事(小計)	21 件	今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0 件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	21 件	
工事希望型競争入札	0 件	
通常指名競争入札	0 件	
随意契約	0 件	
設計・コンサルティング業務(小計)	7 件	
公募型プロポーザル方式	0 件	
簡易公募型プロポーザル方式	0 件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1 件	
標準型プロポーザル方式	0 件	
一般競争入札	2 件	
随意契約	4 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	別紙のとおり	

質 問	回 答
<p>1. 国立大学法人長崎大学において発注した建設工事について (事務局より説明)</p> <p>特になし</p> <p>2. 国立大学法人長崎大学において発注した設計・コンサルティング業務について (事務局より説明)</p> <p>特になし</p> <p>3. 指名停止等の措置状況について (事務局より説明)</p> <p>特になし</p> <p>4. 抽出・指定の考え方について (事務局より説明)</p> <p>点検事項のうち『③落札率が50%以下の事業』、『④入札参加者に対して低入札業者の割合が50%以上の事業』というものがある。 一般的な公共事業において、『低入札の事業』は発生するが、『落札率が50%以下の事業』はあまり考えられない落札率である。</p> <p>5. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議</p> <p>(1)一般競争入札(最低価格落札方式) 【(坂本2)MR検査棟エレベーター改修工事】 (事務局より資料に基づき概要説明)</p> <p>エレベーターを設置した業者以外(保全業務を行っている業者)も改修工事が可能か。</p> <p>応札者が1者のみであり、競争入札の環境を整えていたかが問題である。 結果的に応札者が1者のみだったが、公告は14日間行っており、また、エレベーターを設置した業者以外も入札が可能とのことなので、競争入札の環境を整えていたと考える。 しかし、改善策として、平成29年4月1日適用「エレベーター工事に係る入札・契約手続について(通知)」の部分改修に該当することから、今後は長崎大学会計規則第13条第3項(1)(契約の性質又は目的が一般競争及び指名競争を許さないとき)を適用し、随意契約とすることを検討するとのことであるが、重要なのは競争入札の環境を整えるということであり、応札者が1者のみだったため、今後は随意契約とするのはおかしいのではないか。</p>	<p>『低入札の事業』は最低基準価格を下回った場合である。 本学では最低制限価格を定めていないため、予定価格を大幅に下回る『落札率が50%以下の事業』も発生する。 なお、『落札率が50%以下の事業』は契約額が比較的小さな事業が多い。</p> <p>保全業務を行っている業者もエレベーター設置の技術力があり、改修工事をすることは可能である。</p> <p>競争入札の環境が整う場合は一般競争入札、難しい場合は通知を適用し随意契約とするなど、工事案件毎に内容の精査を行い、競争入札の環境を整える努力をし、適切な入札方式の選択を行うよう、改善策を改める。</p>

質 問	回 答
<p>(2)一般競争入札(総合評価落札方式(実績評価型))</p> <p>【(坂本2)基幹整備(中央監視制御設備)工事】</p> <p>(事務局より資料に基づき概要説明)</p> <p>落札率が99%以上だったが、談合や情報漏洩の問題はないか。</p> <p>原因の一つとして『下請で見込んでいた製造メーカーが、九州管内で大型半導体工場建設や工場の新規計画などの対応や、半導体不足の影響により工事部品の納入が約束できないことから応札を見合わせたとのことで、応札者の見積が高止まりしたもの』と記載があるが、この状況が改善されれば落札率も下がる見込みか。</p> <p>本案件の様な工事の頻度はどのくらいか。</p>	<p>問題ない。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>15～20年に1度ぐらいであり、頻度は少ない。</p>
<p>(3)一般競争入札(最低価格落札方式)</p> <p>【(文教町2)薬学部本館外壁改修工事】</p> <p>(事務局より資料に基づき概要説明)</p> <p>公共建築工事標準単価積算基準を使用して予定価格を作成しているが、本基準を活用することは妥当か。</p>	<p>業者からの見積もりを使用して予定価格を作成することも可能だが、本案件については本基準を使用することが妥当であると判断した。</p>
<p>(4)一般競争入札(総合評価落札方式(実績評価型))</p> <p>【(文教町1)附中体育館改修工事】</p> <p>(事務局より資料に基づき概要説明)</p> <p>ダンピングを疑う必要があるのではないか。特に下請け業者へのしわ寄せはなかったのか。また、予定価格は適正だったのか。</p> <p>本案件では間接工事費率が20%弱だったが、同種の工事においては20%弱が一般的なのか。</p>	<p>事象発生原因の調査分析については不明瞭な表現・説明不足があったため訂正する。</p> <p>入札価格と予定価格の直接工事費を比較すると1割程度の差があったが、資材(建具)の価格差が主なものであった。</p> <p>積算上、下請経費は直接工事費に含まれることから、下請経費が不当に安くなっているものではないと判断した。</p> <p>共通費について、予定価格における共通費率は約28%、入札価格の共通費率は14～17%であり、共通費の乖離が低入札となった大きな要因であるが、入札業者の企業努力によるものであり、ダンピングにはあたらないと判断した。</p> <p>また、以上のことから予定価格についても適正だったと考えている。</p> <p>一般的ではない。</p>

質 問	回 答
<p>(5)一般競争入札(総合評価落札方式(実績評価型))</p> <p>【(坂本2)病棟・診療棟等照明設備改修工事】</p> <p>(事務局より資料に基づき概要説明)</p> <p>予定価格は適正だったのか。</p>	<p>結果的に予定価格が高かったと思われる。 毎年査定率を見直しているが、照明器具の種類ごとにしか定めていなかった。 今後は種類だけでなく台数を考慮した査定率も定めて、予定価格を算出していく必要があると考えている。</p>
<p>6. その他</p> <p>特になし</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	